

令和5年度

第1回 水戸市鯉淵市民センター運営審議会

日 時 令和5年6月21日(水)
午後2時00分から

場 所 水戸市鯉淵市民センター 会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 自己紹介
- 3 あいさつ
- 4 議 題
 - (1) 令和4年度利用状況について
 - (2) 令和5年度事業計画について
 - (3) その他
- 6 閉 会

水戸市鯉淵市民センター運営審議会委員名簿

任期 令和4年10月1日～令和6年9月30日

役 職	氏 名	選出区分	備考（役職等）
会 長	林 一男	市民活動団体	鯉淵地区住民の会会長
	立川 力	社会教育関係者	前内原地区青少年育成会会長, 市社会福祉協議会鯉淵支部長
	藤枝 みち	学識経験者	鯉淵地区住民の会福祉環境部長
副会長	立原 美津子	学識経験者	元市社会福祉協議会鯉淵支部理事
	伊藤 とよ子	社会教育関係者	定期講座絵てがみクラブ代表, シルバーリハビリ体操講師
	矢口 智之	学校教育関係者	鯉淵小学校長

水戸市鯉淵市民センター 職員名簿

職 名	氏 名
所 長	青山 和夫
会計年度任用職員	青柳 由美
会計年度任用職員	石堀 千代美
会計年度任用職員	佐藤 亜希子

議 題

(1) 令和4年度利用状況について

① 年度月別比較

令和4年度鯉淵市民センター 月別使用状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ホール	件数	41	39	50	43	38	42	46	45	42	36	42	42	506
	人員	485	399	612	522	393	478	554	580	461	438	510	497	5,929
和室	件数	2	2	2	2	1	1	1	4	1	1	1	2	20
	人員	45	20	29	7	4	4	4	16	3	3	4	13	152
会議室	件数	18	14	17	23	20	16	21	19	19	20	28	23	238
	人員	194	133	168	190	233	138	181	133	167	190	359	191	2,277
サロン・コミュニティ ルーム	件数	32	21	28	22	15	22	26	19	25	17	37	39	303
	人員	60	43	65	38	29	43	48	32	37	35	92	105	627
調理室	件数	1	4	2	3	1	3	3	1	3	2	4	1	28
	人員	9	31	13	24	20	26	23	10	27	27	29	8	247
図書室	人員	0	9	7	6	6	0	4	2	0	0	2	9	45
計	件数	94	80	99	93	75	84	97	88	90	76	112	107	1,095
	人員	793	635	894	787	685	689	814	773	695	693	996	823	9,277

令和3年度鯉淵市民センター 月別使用状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ホール	件数	40	30	42	39	11	0	41	43	39	32	22	50	389
	人員	490	352	519	473	99	0	459	501	630	387	216	484	4,610
和室	件数	2	0	1	0	0	0	0	1	5	1	1	1	12
	人員	7	0	1	0	0	0	0	34	52	4	4	3	105
会議室	件数	12	9	14	8	3	0	11	19	19	7	10	14	126
	人員	133	76	127	69	20	0	103	166	171	48	119	119	1,151
サロン・コミュニティ ルーム	件数	26	16	34	17	8	0	20	14	35	22	27	36	255
	人員	50	28	63	27	16	0	33	25	81	38	49	83	493
調理室	件数	0	0	1	0	1	0	2	0	1	1	0	0	6
	人員	0	0	6	0	2	0	22	0	9	10	0	0	49
図書室	人員	8	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	10
計	件数	80	55	92	64	23	0	74	77	99	63	60	101	788
	人員	688	456	716	569	137	0	617	727	944	487	388	689	6,418

② 利用団体登録数の推移

令和4年度：40 団体 令和3年度：29 団体 令和2年度：36 団体

(2) 令和5年度事業計画について

毎年度、市で「市民センター運営方針及び重点目標」を定めており、それに基づき、「鯉淵市民センター運営方針及び重点目標」を別添のとおりとしたい。

① 地域コミュニティ活動の推進

鯉淵地区住民の会、各自治会、市社会福祉協議会鯉淵支部、鯉淵学区子ども会育成連合会、鯉淵小PTA、その他社会教育団体や地域団体に対する協力・支援

② 生涯学習活動の推進

ア 定期講座募集結果

a 教室

講座名	講師名	開催曜日	募集定員	申込人数	備考
フラワー	榊原 恵子	第4水曜日	16名	9名	
太極拳	小野崎 幸子	第1・3木曜日	25名	20名	
愛唱歌を歌おう	荒岡 絢香	第4木曜日	20名	19名	
料理	軽部 知美	第3金曜日	16名	11名	

b クラブ

講座名	講師名	開催曜日	募集定員	申込人数	備考
絵てがみ	大津 早苗	第1・3月曜日	20名	13名	
フラダンス	谷萩 美智子	第1・3木曜日	15名	9名	
ヨガ	横山 みつこ	第1・3金曜日	25名	25名	

イ 短期講座

a 鯉淵寿大学（3回）

期 日	内 容	募集人数
9月29日（金）	シニア向け はじめてのスマホ体験講座 講師 スマートフォンアドバイザー	20名
10月3日（火）	（仮）フレイル予防講座第1回	30名
10月17日（火）	（仮）フレイル予防講座第2回	30名

b 鯉淵小学校家庭教育学級（1年生保護者対象）

期 日	内 容	備考
6月30日（金）	親子音楽鑑賞会 講師 みとびよ音楽隊	
10月6日（金）	親子給食	
2月22日（木）	（仮）子供への怒り方「アンガーマネジメント」講座	

c 青少年教育講座

期 日	内 容	募集人数
8月2日（水） 4日（金）	サマースクール 「子ども絵画教室」 講師 佐々木 弥生	15名
8月17日（木）	サマースクール 「子どもクッキング」 講師 軽部 知美	12名

d 女性教養講座（女性セミナー3回）

期 日	内 容	募集人数
8月23日（水）	ラタン工芸アクセサリ作り講座 講師 宮崎 郁子	20名
9月12日（火）	移動学習 宇都宮市 「大谷資料館と平和観音 見学」	25名
10月25日（水）	二胡 演奏鑑賞会 講師 栃木 清子	30名

e 成人教育講座（3回）

期 日	内 容	募集人数
11月27日（月）	移動学習 「水戸市民会館, 水戸城大手門・ 二の丸角櫓 見学」	30名
12月12日（火）	クリスマスコンサート（ソプラノ, バイオリン, ピアノ） 講師 中川治恵（ソプラノ）, 久保田明子（バイオリン）, 川成香澄（ピアノ）	30名
1月20日（土）	味噌作り教室 講師 長山勝紀, 名澤久子	16名

ウ 家庭教育強化事業（3回）

期 日	内 容	募集人数
9月13日（水）	子育て応援「セルフケア教室」 講師 西澤 佳菜子 ※子育て広場と共催	30名
11月（予定）	（仮）子どもとのコミュニケーションの取り方について	新1年生保護者対象
12月13日（水）	クリスマスコンサート 講演 みとぴよ音楽隊 ※子育て広場と共催	30名

③ その他

- ア 子育て広場（子ども課）（継続）【月1回】
- イ シルバーリハビリ体操教室（高齢福祉課）（継続）【月1回】
- ウ 脳の健康教室（高齢福祉課）（継続）【6～1月 週1回】
- エ いきいき健康クラブ（保健推進員）（継続）【月2回】
- オ 楽しい体操（内原高齢者支援センター）（継続）【月1回】

（3）その他

① 鯉淵市民センターギャラリー（展示会）

2月上旬頃、サロン・多目的ルーム等にてパネル等を設置し、各種作品の展示会等を開催する。

② その他

水戸市市民センター条例

平成21年9月29日
水戸市条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

- 2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、審議会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則 (省略)

別表 (第2条関係) (省略)

水戸市市民センター条例施行規則

平成22年3月30日

水戸市規則第14号

改正 平成28年3月31日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例（平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 水戸市市民センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(利用)

第3条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

(使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更（取消）許可書（様式第4号）を交付する。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書（様式第5号）を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月31日規則第34号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 施行日前に作成した各様式用の紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

※ 昨年度との変更箇所

令和5年度水戸市鯉淵市民センター運営方針及び重点目標

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられる豊かな地域を形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

鯉淵市民センターにおいては、**感染症対策と地域活動の再開を図りながら**、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努める。また、東日本大震災での経験や近年の台風大型化への警戒等を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

また、鯉淵市民センターは平成30年度に新設した施設であることから、各種事業を通じた施設のPRと利用促進を図るものとする。

重 点 目 標

1 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の活性化

ア 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプランの実現に向けた取組への支援を促進し、鯉淵地区住民の会（以下「地区会」という。）を中心とした自主的な活動を推進する。

イ 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。

ウ 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携強化を図り、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。特に水戸市住みよいまちづくり推進協議会との協働により、「みと町内会・自治会カード」事業の更なる魅力の向上を図る。

エ 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

(2) 地域コミュニティ活動環境の充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの積極的な利用を促進するとともに、施設の利用者数や周辺の状況等を踏まえつつ、適正管理と有効活用に努める。

(3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

2 生涯学習活動の推進

(1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、どのような状況下でも学びを止めることなく、「個人の要望」する学習による生きがいを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子・高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会を提供する。

そのため、水戸市における生涯学習事業を総称した「みと弘道館大学」に位置付けた、一般教養講座や定期講座を開催するとともに、みと好文カレッジにおける事業を活用しながら、市民のライフスタイルに定着し、生涯にわたって学び続けることができるよう、学習機会の充実に努める。

ア 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

イ 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくため、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。特に、デジタル・ディバイド解消のため、高齢者等に向けたICTリテラシーを身につける講座の充実に努める。

また、地域団体と市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開する。

ウ 家庭教育や子育てを支援する講座等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割があることから、家庭教育について考える機会を提供するため、学校等における家庭教育学級や家庭教育講演会を開催する。

また、未就園児の保護者が家庭教育について学び、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができるよう支援するため、家庭教育強化事業を実施する。

(2) 学習の成果を生かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに生かせるよう、地域人材の発掘・育成を行い、地域の活性化や特色あるまちづくりに生かしていくための環境づくりを進める。

ア 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用を推進する。

イ 学習の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、生涯学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

ウ 学習の成果を地域活動に生かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に生かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につなげられるよう、人材の育成と活用に努める。

エ 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で生涯学習の成果をどのように生かし、また、地域の中でどれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営を図る。

(3) 家庭・地域・学校の連携の強化

家庭・地域・学校が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組む体制を構築し、地域社会全体の教育力の向上を図ることができるよう、市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能充実に努める。

ア 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

地域、学校と連携を図りながら、様々な形で異なる世代での交流や大人と接する事業など、子どもたちが地域活動に参加する場を提供し、地域社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

イ 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、地域の人的資源を子育て支援事業や学校活動支援事業に活用し、家庭教育を地域社会全体で支える仕組みづくりに努める。

令和5年度水戸市版地域学校協働活動

生涯学習課

1 地域学校協働活動とは

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。地域学校協働活動の推進により、それぞれの地域の未来を担う子どもたちが、地域の方々に見守られ、支えられながら、豊かな学びや体験の機会を得て健やかに成長していくことは、地域に愛着を持ち、地域に貢献したいと考える人材の育成につながります。

2 地域学校協働活動推進員とは

学校の事情や地域の要望を十分理解し、地域と学校がパートナーとして協働することができるよう、地域住民と学校との情報共有や、地域住民等への助言など地域と学校をつなぎ結ぶコーディネーターの役割があります。

3 水戸市版地域学校協働活動とは

本市には地域コミュニティ活動の拠点施設として34の市民センター（1小学校区に1市民センター）があり、家庭・地域・学校をつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能も有しています。そのため、各市民センター所長に地域学校協働活動推進員として、地域と学校をつなぎ結ぶコーディネーターの機能を持たせます。

なお、社会教育法第9条の7の規定により、教育委員会は地域学校協働活動推進員を委嘱することができるが、公立の社会教育施設の職員を委嘱することは想定してないため、地域学校協働活動推進員の委嘱は行いません。

4 水戸市版地域学校協働活動の事業目的

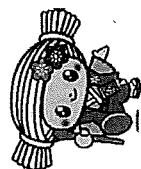
地域全体で地域の学校や子どもたちを支援します。併せて、生涯学習の一環であるボランティア活動をとおして、地域住民同士がつながりあい、地域が活性化することを目指します。

5 地域学校協働活動推進員としての所長の役割

各校の学校運営協議会で協議された課題や提案等を受けて、所長はその情報を地域と共有し、「学校が求めること」と「地域ができること」を調整したうえで、地域の参画を得て学校の支援に当たります。

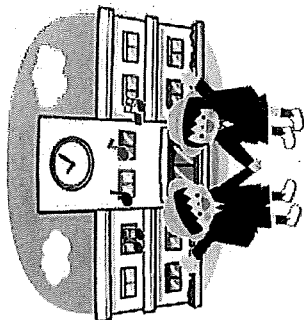
6 令和5年度実施校（モデル事業・7校）

浜田小学校、常磐小学校、緑岡小中学校、渡里小学校、双葉台小中学校、下大野小学校、鯉淵小学校



水戸市版地域学校協働活動

学校



(校内担当者)

連携・協働

学校運営協議会で協議された課題や提案等を、市民センターに伝達。

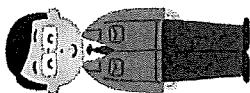
支援ニーズ

学校支援活動

地域の参画を得て学校を支援。

市民センター

【コーディネーターの役割】
学校運営協議会で協議された課題や提案等を地域と共有し、支援体制を構築。

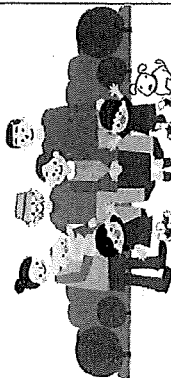


(所長)

参画

地域

自治会、女性会、
高齢者クラブ、PTA、
社会教育団体、
文化団体、
スポーツ団体、
企業・NPO等



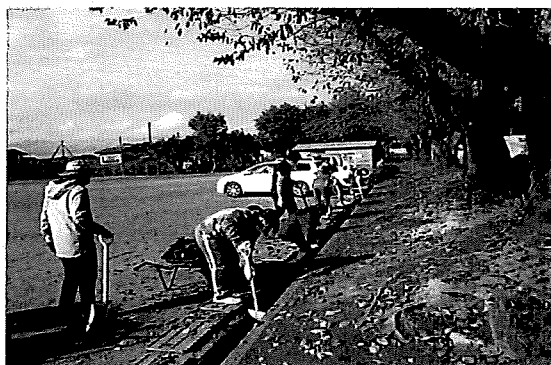
(地域住民)

7 令和4年度双葉台小中学校の取組事例

- 毎月1回小中学校合同で実施している挨拶運動に合わせて、地域の方々が自宅の前に立ち、登校する児童生徒とあいさつを交わす取組を実施した。参加した地域の方からは、子どもたちと顔の見える関係となり、大変有意義な取組との感想があった。



- これまで学校単独で行っていた清潔なまちづくり運動を地域との協働で実施し、児童生徒も地域に出て、地域住民と一緒に清掃活動に取り組んだ。この活動では、これまで学校の支援に関わってこられなかった地域の方々の参加も多く見られた。



- 小学校で実施している和太鼓教室の講師が見つからなかったため、学校から市民センター所長に相談し、市民センター所長から地域に投げかけを行い、和太鼓教室の講師を見つけることができた。

